

# 淡路広域水道企業団公道等における第三者による水道管 破損等に伴う損害賠償金の取扱規程

平成 24 年 5 月 1 日  
管理規程第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、国、県及び関係市が行う道路工事等又は民間企業が行う電気、通信事業及びガス事業等並びに個人による道路工事、上下水道工事等の工事に伴い、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）に修繕業務又は移設業務（以下「修繕業務等」という。）が生じた場合に、当該工事施工者（工事発注者を含む。以下「原因者」という。）に損害賠償金を請求することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道管とは、導水管、送水管、配水管、仮設管、電気通信線及び給水管並びにその附属施設をいう。
- (2) 損害賠償金とは、労力費、漏水損害賠償金、断水広報費、仕切弁操作費及び水道管破損等に伴う第三者に対する企業団が支払う損害賠償金並びに雑費をいう。

(損害賠償金請求の適用範囲及び基準)

**第 3 条** 損害賠償金の請求は、給水区域内の公道等における工事に伴い、次の各号のいずれかに該当し、企業団に修繕業務等が生じた場合に行うものとする。

- (1) 事前調査及び企業団職員による管路立会いを受けずに工事を施工し、水道管を破損したとき。
- (2) 立会人における指示に従わず、重過失又は故意により企業団に損害を与えたとき。
- (3) 露出した水道管を破損したとき又は仕切弁、消火栓等の近辺で管路が明確な水道管を破損したとき。
- (4) 水道管が工事施工に支障をきたし、その移設が必要な場合
- (5) 水道管の破損及び移設工事に伴い、断水工法及び仕切弁操作を行ったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理者が損害賠償金を請求すべきであると認めるとき。

(損害賠償金の額)

**第 4 条** 原因者への請求する損害賠償金の額は、淡路広域水道企業団水道管破損損害費用請求額算定基準（平成 24 年淡路広域水道企業団告示第 3 号）により算出した額とする。

(損害賠償金の請求)

**第 5 条** 損害賠償金は、修繕業務等が完了した月の翌月に、原因者に請求するものとする。ただし、第三者等への賠償を伴う場合は、その示談が整った日を完了日とする。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。